

桑名市消防庁舎等再編整備事業 募集要項等に関する質問に対する回答【2回目】（令和4年1月17日公表分）

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
1	募集要項	3	5	(2)	②	3)	近隣対応・対策業務(周辺家屋影響調査を含む)	周辺家屋影響調査のエリアはどの程度範囲を予定しているのか、ご指示お願いいたします。	提案によるものとします。
2	募集要項	4	5	(3)			事業期間	策定時は、令和6年度中の併用開始を計画していたが、可能な限り早期の施設整備を求めると記載してあるが実際いつまでを目標としているのかご指示お願いいたします。	供用開始時期は、提案によるものとします。
3	募集要項	4	5	(3)			立体駐車場	立体駐車場の運営期間が①～③とあり、様式10-2で「採用する事業方式や事業スキーム（資金の流れ）、期間、市と事業者のリスク分担（リスク分担表）、事業方式に対応したリスク軽減策を記載すること」と記載がございますが、事業者の提案①～③によって評価の違いはございますでしょうか。	「優先交渉権者選定基準書」記載の＜審査基準表＞に従って、総合的に判断します。
4	募集要項	4	5	(3)			立体駐車場の運営期間	①②③以外の事業方式と運営期間を提案することは可能ですか？	不可とします。
5	募集要項	5	5	(5)	①	b	整備エリア	立体駐車場整備ゾーン1900㎡は、机上分筆した確認申請敷地と考えてよろしいでしょうか。	「机上分筆した確認申請敷地」については、立体駐車場の運営業務の事業方式が、「市から事業者への業務委託に基づく事業方式」または「市から事業者への建物の貸付に基づく事業方式」の場合には、建築確認申請において土地の分筆の必要はありません。一方で、「市から事業者への土地の貸付に基づく事業方式」の場合には、机上分筆ではなく、測量結果に基づいた分筆が必要になります。なお、1,900㎡は、実際の測量結果に基づくものではありません。
6	募集要項	5	5	(5)	①	b	整備エリア	敷地測量図を受領することは可能でしょうか。もしくは現地測量することは可能でしょうか。	ご提供できる資料はありません。応募者が費用等を負担するのであれば、現地測量を行うことは可能です。現地測量を希望する場合には、「募集要項」P23記載の「募集要項等に関する問い合わせ先」まで、予め希望する日時を連絡し、市や各施設の運営者の指示に従って実施してください。
7	募集要項	6	5	(5)	②		施設構成	自走式駐車場の駐車台数について、募集要項（145台以上）、別紙資料7（144台+提案）で相違があります。144台以上+提案を正と考えてよろしいでしょうか。	「資料7」の144台に加えて、「一般分（事業者提案分）」は、必ず提案（1台以上）する必要があることから、「募集要項」では「145台以上」と記載しています。
8	募集要項	6	5	(5)	②		立体駐車場・大山田コミュニティプラザ西側立体駐車場	立体駐車場計画では145台以上とありますが、資料7の駐車必要台数では立体駐車場144台以上とありますがどちらが正でしょうか。	回答No.7をご参照ください。
9	募集要項	6	5	(5)	②		駐輪場	駐輪場の想定台数があればご教示ください。また、整備エリア内の現状の駐輪台数をご教示ください。	台数は、提案によるものとします。なお、現地域コミュニティ施設の駐輪場の台数は約20台で、現消防団詰所用の駐輪場はありません。また、現消防本部の台数は約20台（桑名市消防署分を含む）、現大山田分署の台数は約10台です。
10	募集要項	7	5	(6)			立体駐車場	「採用する事業方式・事業スキームによっては、市が立体駐車場の運営に係るサービス対価を支払う場合がある」との記載がございますが、上限価格は設定されておりますでしょうか。	設定されていません。但し、市が支払う対価として合理的な水準であることが必要となります。
11	募集要項	7	6				提案上限価格	「本事業の提案上限価格は設定しないものとする」との記載がございますが、公平性の観点から上限価格を設定して頂けませんでしょうか。	「募集要項」のとおりとします。
12	募集要項	7	6				提案上限価格	提案上限価格は設定しないものとする記載があるが、提案下限価格は設定があるのか。	提案下限価格の設定はありません。
13	募集要項	8	7	(3)			募集の性格	「選定された事業者の提案内容を基に、市と事業者で協議しながら、具体的な実施内容を決定するものである。」との記載がございますが、貴市と協議をした結果、貴市の事由により事業費が増えた場合につきましては 貴市にて負担して頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	募集要項	14	9	(3)			資料の閲覧	現施設建物類図面一式資料をデータにて配布頂けますでしょうか。	閲覧のみとします。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
15	募集要項	14	9	(3)			資料の閲覧	既存建物図面をデータで貸与は可能でしょうか、ご指示お願いいたします。	閲覧のみとします。
16	募集要項	14	9	(3)			閲覧資料	閲覧資料のほかに、敷地周辺の測量図、現況図等の高低差が分かる資料をご提示ください。	公表している資料や、閲覧可としている資料の他に、ご提供できる資料はありません。
17	募集要項	16	9	(9)			競争的対話の実施	配置案及び提案内容の概要案をいつまでに提出するのでしょうか、ご指示よろしくをお願いいたします	競争的対話の実施日の数日前（2～3開庁日前）を計画しています。
18	募集要項	16	9	(9)			競争的対話の実施	参加者数について、本事業は複合機能を有し多岐にわたる業務内容であることから参加人数を増やして頂けませんでしょうか。	参加可能人数を増やす方向で検討します。
19	募集要項	16	9	(9)			競争的対話の実施	参加者数について、本事業は複合機能を有し多岐にわたる業務内容であることから参加人数を増やして頂けませんでしょうか。	参加可能人数を増やす方向で検討します。
20	募集要項	19	11	(3)			ヒアリングの実施	プレゼンテーション直後にヒアリングを実施すると考えればよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、プレゼンテーションの同じ日の直後にヒアリングを実施します。
21	募集要項	19	11	(4)			優先交渉権者の決定及び公表	「提案のあった全ての応募者の名称(事業者A、B・・・と表示)と提案書類等の内容(提案内容の概要、提案価格、配置図、評価点など)を庁内の説明資料として使用する」との記載がございますが、庁内での使用に限られ、HP等で公表されることはないとの理解でよろしいでしょうか。	全ての応募者の①名称（事業者A、B・・・と表示。優先交渉権者のみ全構成員を実名で表示）、②提案書類等の内容（様式7-1「提案内容の概要」の全部又は一部）、③提案価格、④評価点は、市議会や全員協議会といった会議の配布資料や投影資料として使用場合があります。なお、これら会議は、傍聴者や報道関係者等が入室する場合があります。また、市のホームページ等で、「決定結果及び客観的な評価」として対外的に公表する内容は、①全ての応募者の名称（事業者A、B・・・と表示。優先交渉権者のみ全構成員を実名で表示）、②優先交渉権者の様式7-1「提案内容の概要」の全部又は一部、③全ての応募者の提案価格、④全ての応募者の評価点です。
22	募集要項	21	12	(4)			事業契約書の内容	民間収益施設、余剰施設活用事業、コミュニティプラザ東側地域活性化事業について、「市と事業者が実施の可否も含めて、協議の上で決定する。」との記載がございますが、収支計画を策定するに当たり市に支払う対価（家賃等）はどのように想定すればよろしいでしょうか。	提案によるものとします。
23	募集要項	23	13	(7)		③	事業実施に関する事項	『市または事業者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により、本事業の継続が困難となった場合は、市及び事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行うものとする。一定期間内に協議が整わない場合は、相手方への書面による事前の通知により、市及び事業者は事業契約を解約することができる。』との記載がございますが、周辺の駐車場環境の変化、経済情勢の変動等により貸付料が不相応となった際に市と協議の上、貸付料の改定を行うことは可能でしょうか。	貸付料が、駐車場の利用者が支払う利用料金を指すのであればお見込みのとおりです。なお、立体駐車場の運営業務が、「市から事業者への建物の貸付に基づく事業方式」または、「市から事業者への土地の貸付に基づく事業方式」の場合における市から事業者への土地又は建物に係る貸付料を指すのであれば、基本的に、周辺の駐車場環境の変化のみでは、改定は不可とし、経済情勢の変動等においては相当の理由がある場合に限り、市と事業者とで協議の上で、改定を行うものとします。
24	募集要項	23	13	(7)		③	事業実施に関する事項	『市または事業者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により、本事業の継続が困難となった場合は、市及び事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行うものとする。一定期間内に協議が整わない場合は、相手方への書面による事前の通知により、市及び事業者は事業契約を解約することができる。』との記載がございますが、周辺の駐車場環境の変化、経済情勢の変動等により貸付料が不相応となった際に市と協議の上、事業者より中途解約を申し入れることは可能でしょうか。	貸付料が不相応となった際には、市及び事業者との間で貸付料が不相応であることの是正を協議したり、影響を回避・軽減する方法を協議するのが前提となります。なお、中途解約の場合における措置は、市と事業者間で締結する事業契約書に明記する計画です。
25	募集要項	24	別紙1	6			許認可取得リスク	貴市が取得する許認可とは具体的に何を指しますか？	該当の記載内容は、市が取得するものがある場合におけるリスク分担を説明したものです。
26	募集要項	24	別紙1	8			住民対応リスク	本事業について、過去に地域住民に対する説明会や意見交換等の記録があればお示し願います。	公表できる資料はありません。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
27	募集要項	24	別紙1	16			不可抗力リスク	不可抗力リスクについて事業者は一定範囲を負担とあるが、どのような範囲となりますか。	建設業務に関しては、「工事請負契約書の条項」第29条の通りです。その他の業務等に関しては、不可抗力の事案別に、市と事業者とで協議により決定するものとします。
28	募集要項	24	別紙1	17			物価変動リスク	事業者は一定範囲を負担、とありますが市況単価上昇分に対する負担割合や算定根拠をお示し下さい。	「工事請負契約書の条項」第25条の通りです。
29	募集要項	24	別紙1	17			物価変動リスク	物価変動リスクについて事業者は一定範囲を負担とあるが、どのような範囲となるのか。	回答No. 28をご参照ください。
30	募集要項	25	別紙1	26			調査リスク	貴市が実施した測量・調査資料は桑名市HPにUPされている資料以外に開示可能なものはございますか？	公表している資料や、閲覧可としている資料の他に、ご提供できる資料はありません。
31	募集要項	25	別紙1	32			用地リスク	地中埋設物や土壌汚染が判明した場合に係る是正費用は貴市負担でよろしいですか？	本プロポーザルの公募資料として公表しているものや閲覧可としているものから確認ができるものを除いて、市の負担となります。
32	募集要項	25	別紙1	32			用地リスク	既存建物竣工図で確認できない埋設配管等が存在した場合に係る対策費用は貴市負担でよろしいですか？	本プロポーザルの公募資料として公表しているものや閲覧可としているものから確認ができるものを除いて、市の負担となります。
33	募集要項	25	別紙1	37			工事費増大リスク	建設資材や労務費が著しく高騰した場合、コスト調整のために仕様変更協議を行うことは可能ですか？	事業契約書を締結する前に建設資材や労務費が著しく増減した場合、仕様変更を含めて対応策を協議します。事業契約書を締結した後にについては、回答No. 28をご参照ください。
34	募集要項	26	別紙1	53			需要変動リスク	UR居住者向け車室の過不足について、貴市もリスク分担していただけるとの理解でよろしいですか？	提案によるものとします。
35	仕様書	2	3	(1)	③		新消防本部・新大山田分署等の基本コンセプト	職員の体力錬成及び能力向上に配慮した施設とありますが、ご要望、必要とされる訓練施設の種類・詳細をご指示ください。	要望は、「仕様書」に要求水準として記載しているとおりです。訓練に特化した部屋は救急研修室のみで、体力錬成に特化した部屋はトレーニングルームのみです。ほか、庁舎建物内外の各所で訓練を実施します（回答No. 51、52、57、58、59をご参照ください）。
36	仕様書	4	3	(3)	①		人にやさしい施設の整備	立体駐車所内に身障者用駐車場の必要台数があればご指示ください。	「仕様書」に記載の要求水準に基づき、ご提案ください。
37	仕様書	4	3	(3)	⑤		経済性と環境に配慮した施設	現状、桑名市消防本部、大山田分署、大山田地区市民センターで消費されている電力量と利水量（月毎）をご示し願います。	資料14「各種施設におけるエネルギー使用料（電力量・利水量）（追加）」をご参照ください。
38	仕様書	5	4	(3)	②	3)	周辺家屋影響調査	工損調査範囲に指定はありますか？事業者の任意設定でよろしいでしょうか？	指定はありません。提案によるものとします。
39	仕様書	5	4	(3)	①	1)	事前調査業務	土壌調査は、設計時点では範囲が不明確なので、不要と考えてよろしいですか？	「基本契約書（案）」第8条に記載のとおりです。
40	仕様書	7	4	(5)			事業期間（事業スケジュール）	余剰施設活用事業の実施時期と契約期間は、本体施設の引渡し後着手、との認識でよろしいですか？	実施時期は、「本体施設の供用開始日以降」に着手可とします。契約締結は本事業の進捗にあわせて実施する計画ですが、時期については現時点では未定です。
41	仕様書	7	4	(5)			立体駐車場の運営期間	運営期間が満了した際の更新はどのように実施されますか？	現時点では未定です。
42	仕様書	12	7	(1)	①		敷地条件	各整備ゾーンの敷地形状及び地盤高（レベル）について、周辺（道路、隣地）を含めた図面配布をお願いします。	公表している資料や、閲覧可としている資料の他に、ご提供できる資料はありません。
43	仕様書	12	7	(1)	①		敷地条件	No. 42の質問に関連し、敷地境界の確定及び確定杭の設置は市負担として良いか	事業者の負担とします。
44	仕様書	12	7	(1)	①	※2	敷地条件	現在の市道を宅地化を計画とあるが区画の変更にあたり、開発許可が必要と判断します。本体施設整備ゾーンと防災広場整備ゾーンと一体利用が想定され敷地面積が1万㎡以上となり事業工程にも大きく影響するがP7に記載のように事業スケジュールは協議の上変更出来ると解釈して良いか	お見込みのとおりです。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答		
45	仕様書	12	7	(1)	①	※2	整地条件等	大山田1丁目3-7, 3-8及び3-9は現在市道となっており、宅地化を計画しているとありますが、資料1整備エリア図より市道dを宅地化すると整備エリア外の土地1件に接道が無い状況となり、大山田1丁目11-3への既存の乗入が使用できなくなりますが、どのようにお考えでしょうか、ご指示ください。	本事業とは別に市が対応します。		
46	仕様書	14	7	(3)			施設の機能及び性能等に係る基本要件	大山田コミュニティプラザ西側立体駐車場においては駐車マス145台分（UR都市機構用83台、他62台）以上を用意しなければならない旨の記載がございますが、現在、桑名市大山田1丁目10において、UR都市機構居住者は有料駐車場を合計で何台契約しているのでしょうか。	契約台数は公表できません。		
47	仕様書	15	7	(4)			開館日：下記を除く日 ①月曜日 ②12月29日～翌1月3日まで 開館時間：9:00～21:30	コミュニティプラザ東側解放無料駐車場の夜間や休日閉鎖（封鎖）時間はコミュニティプラザの開館時間以外（左記）と考えてよろしいですか？	※後日、回答いたします（令和4年1月中旬に回答します）。		
48	仕様書	15	7	(4)			本施設及び関係する施設の開館日・開館時間	コミュニティプラザ東側解放無料駐車場の夜間や休日閉鎖（封鎖）時の封鎖方法について、開示・教示頂けますか？ また、各施設整備後の駐車スペースについても同様の取決めはありますか？	前段のコミュニティプラザ東側駐車場に関しては、回答No. 47をご参照ください。後段に関しては、本体施設整備ゾーンの駐車場管理は、市が実施する計画であり、施錠するかは未定です。ただし、民間収益施設に関して専用の駐車場を設置する場合には、民間収益施設の実施事業者が管理を行う必要があります。		
49	仕様書	16	8	(1)	①	1)	イ	本施設全体の要求水準	敷地内の緑化について、必要面積等特別配慮する要望はありますでしょうか。	ありません。	
50	仕様書	17	8	(1)	①	1)		大山田地区の住民イベント「グリーンフェスタ」「夏祭り」に配慮	大山田地区の住民イベント「グリーンフェスタ」「夏祭り」開催時の入庫台数や動員数等、過去数年間のデータをお示し下さい。	ご提供できるデータはありません。	
51	仕様書	17	8	(1)	①	2)	b	施設別の要求水準	建物（内壁・外壁）を訓練活動できるようにすることとありますが、どのような訓練活動設備が必要かご指示ください。	内壁・外壁に関するものとしては、訓練用アンカーや照明設備等を想定しています。	
52	仕様書	17	8	(1)	①	2)	b	新大山田分署訓練スペース	訓練スペースについて、訓練塔などの建築物は既存同様に不要とし、建物内部や外壁、建物周辺の訓練スペースは既存と同程度を想定することでよいか。	単独の訓練塔は不要とします。建物内部や外壁、建物周辺の訓練スペースについては、現大山田分署では十分に確保できていないため、できるだけ現大山田分署よりも広くスペースを確保できるように配慮してください。	
53	仕様書	19	8	(1)	③	2)	a	施設別の要求水準	必要に応じて各種重量資機材等の格納の為の昇降装置等を備える事とありますが、格納資機材の種類・重量等詳細をご指示ください。	格納資機材については、車両タイヤ、可搬ポンプ、ホース、災害用エアテント等で、昇降装置等を備える場合は、ホイストクレーン2tを想定しています。	
54	仕様書	19	8	(1)	③	2)	b	施設別の要求水準	必要に応じて各種重量資機材等の格納の為の昇降装置等を備える事とありますが、格納資機材の種類・重量等詳細をご指示ください。また、上記aで記載されている資機材と同一の物と考えてよいかご指示ください。	回答No. 53をご参照ください。「仕様書」P19③2）a新消防本部に記載の各種重量資機材等と同じ種類・重量等を想定しています。	
55	仕様書	22	8	(1)	⑧		5項目	仕上げ計画	外構の大型車両の乗り上げの考慮した強固な仕上げは場所を限定してもよろしいですか？	差し支えありません。	
56	仕様書	24	8	(1)	⑭			インフラの整備状況	整備エリア周辺のインフラの整備状況についてご教示ください。	上水道及び下水道は、市の上下水道部で閲覧してください。その他のインフラ設備は、募集要項P14に記載の「資料の閲覧」で確認いただくか又はインフラ会社へ確認ください。	
57	仕様書	25	8	(2)	②		b	3項目	施設の要求水準	緊急車両庫前で日常的な訓練とは、どのような訓練を想定されているかご教示下さい。	放水訓練、梯子架梯訓練、ロープ結索訓練、はしご車操縦訓練、資機材取扱訓練等を想定しています。
58	仕様書	25	8	(2)	②		b	3項目	施設の要求水準	建物壁面・ベランダ等の形状や部材等についての訓練とは、どのような訓練を想定されているかご教示下さい。	放水訓練、梯子架梯訓練、ロープ結索訓練、はしご車操縦訓練、資機材取扱訓練、ロープ登はん・降下訓練等を想定しています。
59	仕様書	25	8	(2)	②		b	新大山田分署	「消火栓（敷地内2か所）を設置すること」とあるが、消火栓は訓練用と理解してよろしいですか。	訓練、積載水の補給、車両点検、災害時に使用します。	

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
60	仕様書	26	8	(2)	②	e	施設別の要求水準 新郵便局内の諸室配置等について指示がありますが、P15※内にスケルトンでの貸し出しを行い郵便局自らが設計施工を行うとあります。設計区分に関して詳細なご指示ください。	新郵便局のスペース内の内装は、郵便局が設計・施工を行います。事業者は、同スペース内の諸室配置を考慮して、本施設の建物・設備（電気・機械設備・給排水設備等）の設計を行うものとします。なお、キュービクルの計画にあたっては、新郵便局の電気容量等を考慮してください。また、備品として金庫等が配置されることを考慮して設計してください。	
61	仕様書	26	8	(2)	②	f	民間収益施設（任意）・4つ目 民間収益施設の提案は、提案提出時では履行責任は発生しないと考えてよろしいか。	提案提出時では履行責任は発生しませんが、基本協定書締結以降に関しては「基本協定書（案）」の記載とおとりとします。	
62	仕様書	27	8	(2)	②	g	立体駐車場 『立体駐車場整備ゾーンの敷地内にトラック（4t）が駐車できるスペースを確保すること。』との記載がございますが、駐車スペースの寸法に基準はあるのでしょうか。	提案によるものとします。	
63	仕様書	27	8	(2)	②	g	立体駐車場 トラック（4t）寸法は、幅2.2m×長さ8m程度を想定する考えでよろしいでしょうか。	提案によるものとします。	
64	仕様書	27	8	(2)	②	g	立体駐車場 トラック（4t）の駐車スペース位置の指定はありますでしょうか。	ありません。安全性や、イベント機材のスムーズな搬入に配慮してご提案ください。	
65	仕様書	27	8	(2)	②	g	立体駐車場 トラックの駐車スペースは立体駐車場外で計画すればよいですか。（立体駐車場内は荷重オーバーでNGです）	立体駐車場整備ゾーンのうち、立体駐車場の建物外で計画するので差し支えありません。	
66	仕様書	27	8	(2)	②	g	立体駐車場 トラックの駐車スペースは立体駐車場外で計画すればよいですか。駐車スペースを北側道路付近に設置する場合、搬入口と高低差がありますが、問題ありませんか。	前段に関しては、回答No. 65をご参照ください。後段に関しては、駐車スペースに指定はありませんが、安全性や、イベント機材のスムーズな搬入に配慮してください。	
67	仕様書	27	8	(2)	②	g	立体駐車場 駐車マス寸法は5.0m×2.5mと記載されておりますが、軽自動車マスは収容台数にみなしていただけますか。	「UR都市機構団地居住者用」に関しては不可とします。「本施設及び大山田コミュニティプラザ用（一般車分）」及び「一般用（事業者提案分）」に関しては提案によります。	
68	仕様書	27	8	(2)	②	g	立体駐車場 駐車マスの寸法について記載がありますが、軽車両駐車スペースW2.5m×L4.0m（収容台数の1割程度）も台数に含めてもよろしいでしょうか。	「UR都市機構団地居住者用」に関しては不可とします。「本施設及び大山田コミュニティプラザ用（一般車分）」及び「一般用（事業者提案分）」に関しては提案によります。	
69	仕様書	27	8	(2)	②	g	立体駐車場 駐車マス寸法は5.0m×2.5mと記載されておりますが、UR居住者用と一般用もその規定は適用されますか？	「UR都市機構団地居住者用」に適用されます。「本施設及び大山田コミュニティプラザ用（一般車分）」及び「一般用（事業者提案分）」に関しては提案によります。	
70	仕様書	27	8	(2)	②	g	立体駐車場 計画地北側にあります既設の焼却炉・受水槽はコμπラ敷地内に移設する計画でよろしいですか？	提案によるものとします。	
71	仕様書	27	8	(2)	②	g	立体駐車場 計画地内の植栽は撤去処分してもよろしいですか。	差し支えありません。	
72	仕様書	27	8	(2)	②	g	立体駐車場 現状西側道路からの乗入れ位置の変更は可能ですか。	提案によるものとします。	
73	仕様書	27	8	(2)	②	g	立体駐車場 入出庫口（乗入れ）は、自動車の出入りしやすさ等を考慮するため、乗入れ位置を変更することは可能と考えてよろしいでしょうか。	差し支えありません。	
74	仕様書	28	8	(2)	②	h	平面駐車場等 『本体施設整備ゾーンには、資料7「駐車場必要台数と配置場所の考え方」を踏まえ、駐車スペース及び駐輪場（屋根付・台数は提案による）を配置すること。』との記載がございますが、管理は誰が行うのでしょうか。	市が実施する想定です。	
75	仕様書	28	8	(2)	②	h	平面駐車場等 『本体施設整備ゾーンには、資料7「駐車場必要台数と配置場所の考え方」を踏まえ、駐車スペース及び駐輪場（屋根付・台数は提案による）を配置すること。』との記載がございますが、事業者が管理を行う場合、夜間の封鎖作業などは発生するのでしょうか。	本体施設整備ゾーンの駐車場管理は、市が実施する想定であり、事業者の業務範囲に含めることはできません。ただし、民間収益施設に関して専用の駐車場を設置する場合には、民間収益施設の実施事業者が管理を行う必要があります。	
76	仕様書	28	8	(3)			備品等に関する要求水準 現施設の備品類を移設する費用は貴市の負担でよろしいですか？	お見込みのとおりです。	
77	仕様書	30	9	(9)			提出書類 「…次の①及び②…」は「…次のア及びイ…」と理解してよいか。	お見込みのとおりです。「仕様書」の該当箇所を修正します。	

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
78	仕様書	31	9	(9)	イ		数量調書等の提出書類	数量調書等の積算業務が含まれていますが、DB方式でも必要ですか？	「仕様書」のとおりとします。
79	仕様書	31	9	(9)	イ		数量調書等の内容	「その他設備分」は「備品」と考えてよいか。ほかに考えられるものはご教示頂きたい。	お見込みのとおりです。備品を想定しています。
80	仕様書	32	9	(10)			開発許可手続きの可否	「開発許可手続きの可否は、…市が決定する」とあるが、競争的対話を踏まえ、提案書提出前に確認できるか。なお、可否確認の範囲は整備エリア全体に及ぶことも考えられます。	提案書提出前には、可否を決定することはできません。
81	仕様書	32	9	(10)			開発許可及び計画通知等	「なお、開発許可手続きの可否は、立体駐車場等の構築物の形状等を踏まえて、市が決定する」とは、どういう意味かご教示下さい。	立体駐車場等の構築物の形状等によっては、開発許可手続きが必要になる場合がありますが、その判断は、市が構築物の配置計画等を踏まえて決定するという趣旨です。
82	仕様書	32	9	(11)			起債・国庫補助申請書類の作成	予定されている起債と補助金の種類と名称をご教示下さい。	現状では、緊急防災・減災事業債、防災対策事業債等を想定しています。
83	仕様書	33	10	(3)			配慮事項	大山田まちづくり拠点施設（現市民センター）の貸室は市で代替室を用意する必要がありますか。	市が別途、検討するため、事業者による代替室の確保は不要です。
84	仕様書	33	10	(3)			配慮事項	大山田まちづくり拠点施設の利用状況を教えてください。（月間何人ぐらいの利用があるのでしょうか）	資料15「大山田まちづくり拠点施設の来庁者数（追加）」をご参照ください。
85	仕様書	33	10	(3)			既存構築物の解体撤去工事	市等で実施されたアスベスト含有物についての調査報告書等の資料を開示願います。	調査が完了していないため、公表できません。また、「仕様書」の該当箇所を修正します。
86	仕様書	33	10	(3)			本事業特有の配慮事項 ・4つ目	アスベスト追加の調査費用は、発注者の負担と考えてよろしいか。	アスベストに係る調査及び除去に係る費用は、市が負担します。また、「仕様書」の該当箇所を修正します。「仕様書【修正版】」をご参照ください。
87	仕様書	34	10	(5)			本事業特有の配慮事項 ・9つ目	市が別途発注する第三者工事会社の具体的なスケジュールの提示をお願いします。	現時点では未定です。
88	仕様書	39	12	(1)			立体駐車場の運営業務に関する要求水準	『一般用（事業者提案分）のうち、事業者が提案によって設置する数（マス数）分については、当該分の需要リスク（収入の増減リスク）は事業者が負うものとする。』との記載がございますが、市から事業者への業務委託に基づく事業方式の場合は当該分の需要リスクは市が負うのでしょうか。	事業者の負担となります。
89	仕様書	39	12	(1)			立体駐車場の運営業務に関する要求水準	『一般用（事業者提案分）のうち、事業者が提案によって設置する数（マス数）分については、当該分の需要リスク（収入の増減リスク）は事業者が負うものとする。』との記載がございますが、市から事業者への建物の貸付に基づく事業方式の場合、当該マス数分をUR都市機構団地居住者以外に月ぎめ駐車場として有償で提供し、事業者の収入とすることは可能でしょうか。	可能です。ただし、台数・貸付方法については、市と協議の上で決定するものとします。
90	仕様書	39	12	(1)			施設・コミュニティプラザの利用者は必要に応じて無料で使用	施設・コミュニティプラザの利用者は必要に応じて無料、駐車割引対応のカードリーダー設置とありますが、当該施設目的の駐車代金は全て無料とする扱いですか？それとも運営事業者にて施設利用者より課金、料金設定を行ってもよろしいですか？無料の場合、割引認証の限度時間設定等ありましたらご教示頂けますか？	新消防本部、新消防署、新地域コミュニティ施設の来庁者及び大山田コミュニティプラザの利用者は、原則、全てカードリーダーにより無料処理を行う計画です。ただし、日を超えての利用など、各施設の通常の利用時間を超えた利用の場合には、提案により課金を行うことは可能です。
91	仕様書	39	12	(1)			本事業特有の配慮事項	「必要に応じて無料処理」と記載されているが、桑名市役所であれば、1時間無料の為、同様でよいか。	回答No. 90をご参照ください。
92	仕様書	39	12	(1)			立体駐車場の運営業務に関する要求水準	『立体駐車場の利用のうち、1）本施設及び大山田コミュニティプラザ用（一般車分）の利用者は、必要に応じて無料で使用する』との記載がございますが、移転後の関係者を除く利用者数は年間何人を想定していますでしょうか。	立体駐車場の利用者数及び本施設の来庁者数は、応募者でご想定ください。 なお、現地域コミュニティ施設のうち、現大山田まちづくり拠点施設の利用者数（実績）は、資料15「大山田まちづくり拠点施設の来庁者数（追加）」をご参照ください。現地区市民センターや、現消防本部、現大山田分署の来庁者数（実績）は把握していません。また、大山田コミュニティプラザの利用者数（実績）は、資料16「大山田コミュニティプラザの利用者数」（追加）を公表します。なお、資料16「大山田コミュニティプラザの利用者数」（追加）は、令和4年1月中に公表します。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
93	仕様書	39	12	(1)			立体駐車場の運営業務に関する要求水準	『立体駐車場の利用のうち、1) 本施設及び大山田コミュニティプラザ用(一般車分)の利用者は、必要に応じて無料で使用する』との記載がございますが、現在の関係者を除く利用者数は年間何人でしょうか。	回答No. 92をご参照ください。
94	仕様書	39	12	(1)			本事業特有の配慮事項	「カードリーダー」設置箇所数は何箇所想定されているか	「仕様書」P27に記載のとおりです。
95	仕様書	39	12	(2)			利用料金	UR都市機構団地居住者用の利用料金が想定で記載がありますが、現状の利用料金を踏襲した額でしょうか？また変更は可能でしょうか？	現在の料金と同水準です。 市が変更を指示する場合を除いて、変更は不可です。
96	仕様書	39	12	(2)			立体駐車場の運営業務に関する要求水準	UR都市機構団地居住者と事業者との契約の際に、敷金とは別に業務手数料を収受し、事業者の収入とすることは可能でしょうか。	不可とします。
97	仕様書	40	12	(5)			UR都市機構団地居住者用の運営方法	「1～2階」と記載されているが、トラブル防止の為、上層階へ変更は可能か。	不可とします。
98	仕様書	40	12	(5)			UR都市機構団地居住者用の運営方法(特記事項)	運用上、UR都市機構団地居住者用駐車スペースを上階に配置し、一般用を下階に配置することは可能でしょうか。	不可とします。
99	仕様書	40	12	(5)			UR都市機構団地住居者用運営方向	UR都市機構団地十居者用は1～2階にまとめてとあるが、3階になっても、とにかく住居者に下から優先的に割り振るという考え方でよろしいでしょうか。	不可とします。
100	仕様書	40	12	(5)			UR都市機構団地居住者用の運営方法(特記事項)	UR都市機構団地居住者用は、1～2階でまとまったエリアを確保とありますが、3階の一部までとしてもよろしいでしょうか。	No. 99をご参照ください。
101	仕様書	40	12	(5)			規約及び立体駐車場の利用に係る契約書の作成にあたって市及びUR都市機構との協議	UR駐車場賃貸借について、本件担当者と賃貸借条件などについて確認を行う為、提案書提出前に担当者をご紹介頂き、直接交渉をさせて頂くことは可能でしょうか？	不可とします。
102	仕様書	40	12	(5)			立体駐車場の運営業務に関する要求水準	『駐車場契約者がUR都市機構団地から退去した場合には、駐車場契約の解約を求めること。』との記載がございますが、退去したことをどのように把握するのでしょうか。	市から事業者にも都度、退去した方の情報を連絡することを想定しています。
103	仕様書	40	12	(6)			保守管理・経費負担等	立体駐車場の水道光熱費は貴市の負担でよいか。	事業者の負担とします。
104	仕様書	41	13	(1)			余剰施設活用事業の内容	事業実施者(テナント)が直接不動産の購入又は賃借することは可能でしょうか。	差支えありません。
105	仕様書	41	13	(1)			余剰施設活用事業の内容	事業開始後、経済変動その他事由による中途解約は可能ですか？	提案をいただいた期間中は、事業を継続していただくのが原則ですが、実施困難となったことに合理的な理由がある場合には、中途解約を協議するものとします。なお、中途解約の場合における措置は、市と事業者間で締結する事業契約書に明記する計画です。
106	仕様書	41	13	(1)			余剰施設活用事業の内容	提案書提出から事業実施まで相当な時間あるため、提案時の事業展開が実施困難と判断した場合、禁止施設に該当しないものであれば事業用途の変更をすることは可能ですか？	提案をいただいた内容とおりに実施いただくのが原則ですが、実施困難となったことに合理的な理由がある場合に限り、代替案の内容を踏まえて、市が総合的に判断して認めた場合に限り、条件等を協議の上で、市が変更の可否を判断します。
107	仕様書	41	13	(1)			余剰施設活用事業の内容	既存施設の解体にあたり、地中埋設物等の撤去若しくは残置の判断も事業者側で実施してよろしいですか？	対象施設Bについて「購入方式」(土地及び建物)の場合、撤去するかは任意のため、事業者の判断となります。その他の方式の場合、原則、撤去が条件となります。なお、既設の自家給油施設用のタンクは地上にあるため、地下タンクは設置されていません。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
108	仕様書	41	13	(1)			余剰施設活用事業の内容	既存施設の解体にあたり、地中埋設物等の撤去は必須、と判断された場合には貴市にて費用負担する事によろしいですか？	費用負担の方法は、応募者の提案によります。
109	仕様書	41	13	(1)			既存施設の解体費	余剰施設活用事業について、既存施設の解体費は事業者等の負担となっていますが、対象施設Bの現大山田分署の土地に民間収益施設を建てる場合、大山田分署の建物の解体費も事業者負担になるのでしょうか。	応募者の提案によります。
110	仕様書	41	13	(1)			余剰施設活用事業の内容	余剰施設に自家給油施設がありますが、土壌汚染が発覚した場合は、貴市による土壌改良実施、若しくは貴市にて費用負担する事によろしいですか？	市と事業者で協議の上で決定します。
111	仕様書	41	13	(1)			余剰施設活用事業の内容	余剰施設にアスベストがあった場合、判例（大阪地裁平成21年8月31年判決・判例時報2068号100頁）に基づき、現所有者である貴市が除去若しくは除去費用を負担することでよろしいですか？また、アスベスト調査にかかる費用は貴市の負担でよろしいですか？	市と事業者で協議の上で決定します。
112	仕様書	41	13	(1)			現消防本部の2.3階スペース	残置される部門の機能に支障を与えない事業と有りますが、有効面積は各階どのくらいでしょうか。時間制約は有りますか。また現状の室内設備はどうでしょうか。	「資料12」に掲載している「余剰施設活用事業対象範囲」【対象施設A】のうち、2階の延床面積は約1,192㎡（うち、講堂は約546㎡）、3階は約1,075㎡です（ともに、トイレ、廊下等を含む）。時間や曜日の制約はありません。各室の有効面積や、室内設備の状況は、「資料の閲覧」や見学でご確認ください。
113	仕様書	41	13	(1)			現消防本部の駐車場（一部）	駐車場はどの場所を何台利用できるのでしょうか。それとも一画を利用できるのでしょうか。	現消防本部には、現在、39台分の駐車マスが配置されています（桑名市消防署分を含む）。うち、20台分は、余剰施設活用事業で活用が可能です。
114	仕様書	36 38	11	(2) (6)			工事監理体制	事業者が配置する有資格の「工事監理者」は、工事監理業務における「管理技術者」と考えてよいか。（業務完了時の提出書類等との食い違い）	お見込みのとおりです。
115	仕様書	36 38	11	(2) (6)			工事監理体制	業務完了時の提出書類の「管理技術者・主任技術者届」は「管理技術者・分野担当者届」と理解してよいか。（(2)工事監理体制の報告等との食い違い）	お見込みのとおりです。
116	仕様書	5 5 30	4 4 9	(2) (3) (9)			事業方式 対象業務 提出書類等	設計施工一括方式の整備対象は、「本体施設及び外構等」となっており、立体駐車場は含まれていないと読み取れるが、そのとおりでよいか。設計業務に含まれる場合は、業務内容や提出書類等の変更内容を含め、ご教示頂きたい。	立体駐車場の運営業務に関して、「市から事業者への業務委託に基づく事業方式」又は「市から事業者への建物の貸付に基づく事業方式」の場合は、立体駐車場の整備は、設計施工一括方式の対象に含まれます。 「募集要項」及び「仕様書」に関して、「事業方式」や、「本事業の対象範囲」、「市への提出書類」に関する箇所を修正します。
117	仕様書							既存擁壁の安全性を確認できる資料をご教示ください。	公表している資料や、閲覧可としている資料の他に、ご提供できる資料はありません。
118	資料1						整備エリア図	既設建物及び敷地の現状地盤レベルを示す資料はございますか。また、現状の地盤の把握のため、現地測量を行うことは可能でしょうか。	回答No.6をご参照ください。
119	資料1						整備エリア図	コミプラ駐車場【11-2】466m ² について今回工事エリアに入っていないませんが緑のラインが正しいと理解してよろしですか、ご指示お願いいたします。	お見込みのとおりです。コミプラ駐車場【11-2】は、整備エリア外です。
120	資料3						整備エリアの土地の地番・面積	「本体施設整備ゾーン」が示されているが、道路4部が宅地化されることで、地番【11-2】は接道なしとなる可能性が考えられるが、いかがか。	本事業とは別に市が対応するため、地番【11-2】が接道なしとなっても問題ないと理解してください。
121	資料3 仕様書	12	7	(1)	①		敷地条件等	資料3【3-9】の市道を宅地化した場合、資料3【11-2】の敷地は接道しない敷地となることが考えられます。道路廃止に伴う敷地【11-2】の取り扱いについてご教示ください。	回答No.120をご参照ください。
122	資料3 資料7						駐車場必要台数と配置場所の考え方	資料7において防災広場整備ゾーンの駐車場必要台数が0となっておりますが、防災広場整備ゾーン内（資料3の【3-6】の区画内）に駐車場を設けない提案も可と考えてよろしいでしょうか。	防災広場整備ゾーンには、「仕様書」に記載のとおり、「駐車スペース20台程度」を配置してください。

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
123	資料4						地質調査エリア 本体施設整備ゾーンに入る現UR駐車場の地質調査結果が資料にないため、別途配布になるのでしょうか、ご指示お願いいたします。	公表している資料や、閲覧可としている資料の他に、ご提供できる資料はありません。	
124	資料4						地質調査結果 計画建物の構造を検討するにあたり、資料4ボーリング調査書より想定し概算金額を算出しますが、実施設計時、試掘により杭長等の想定に誤差が生じた場合、増減清算の対象になりますか。	建設工事費を増額又は減額させる場合があります。様式6-2に、想定条件をご記載ください。	
125	資料4						地質調査1 支持地盤に高低差がありますので、造成前の現況地盤等の資料をご教示下さい。	公表している資料や、閲覧可としている資料の他に、ご提供できる資料はありません。	
126	資料5						必要諸室等一覧 各部屋の面積は目安であると表記がありますが、許容値はどのように考えたらいでしょうか。	具体的な許容値はお示ししません。施設・設備の機能を考慮して提案してください。	
127	資料5						必要諸室等一覧 「面積はあくまでも目安とする」とありますので、許容範囲は±20%程度と考えてよろしいですか。	具体的な許容値はお示ししません。施設・設備の機能を考慮して提案してください。	
128	資料5		52 72				事務所 新地区市民センターの52、事務所の必要面積180㎡は、郵便局72、事務所を含んだ面積と理解してよろしいですか。	含めた面積ではありません。	
129	資料5		56				必要諸室等一覧 「現消防本部の講堂と同様の用途」とありますが、その用途について、どのようなものかご教示ください。	現消防本部の講堂は、防火管理者講習（100名程度）、防火ポスター表彰式（100名程度）、職員採用試験（60名程度）、救急技術発表会（30名程度）、救急検討会（30名程度）、庁舎見学（50名程度）等に使用しています。	
130	資料5		56				貸室① 「現消防本部の講堂と同様の用途で使用されることを想定」とありますが、同様の用途とは、500㎡を仕切らず一室として利用するとの意味ですか、又その場合に利用される方は何人を想定ですかご教示ください。	「同様の用途」は、500㎡を仕切らず一室として利用することです。利用人数は回答No. 129をご参照ください。	
131	資料5		56				貸室① 分割利用が可能なこと及び10人程度の利用が多いことを考慮すると、500㎡を区分した大小の部屋として、さらに分割できる形としてもよろしいですか。	分割方法は、提案によるものとします。	
132	資料5 資料6-d	1					貸室① 貸室①はまちづくり拠点施設の要求水準に加えて、資料5の説明で「現消防本部の講堂と同様の用途…」とあるが、どの程度の収容人員に対応し、どの程度の頻度を想定するか、ご教示頂きたい。	現消防本部の講堂は、収容人員は150名程度で、使用頻度は月4～5回程度です。このほか、大山田まちづくり拠点施設の貸室としての機能を考慮してください。	
133	資料6-a	2	18				機械室 「通信指令システムに関する機械の保管場所」とありますが、その通信指令システムとは、②事務室か⑩警防本部室のどちらの設備を指しますか。	②事務室の設備及び⑩警防本部室の設備の両方を指します。	
134	資料6-a	2	10				警防本部室 災害発生時ではなく、通常時の使用はありますか。また、あるとすればどのような用途ですか。	災害発生時だけでなく、通常時にも庁内の会議スペースとして使用する予定です。	
135	資料6-a	2	12				トイレ 40人分の収納ボックスの男女比を教えてください、又他施設と共用の場合にも設置するのですかご教示下さい。	新消防本部のトイレについては、来庁者も使用可能なトイレとは別に、職員専用トイレ（1箇所）の配置を必須とします。「仕様書」及び「資料5」等の該当箇所を修正します。職員専用トイレには、収納ボックス（男性35人分、女性5人分）を設置します。その他のトイレには収納ボックスは設置しません。	
136	資料6-a 資料6-b	1 1	8 28				食堂 食堂・厨房 消防本部の食堂と大山田分署の食堂・厨房は、基本的に独立して設置する考えでよいか。	お見込みのとおりです。	
137	資料6-a 資料8	1	2				事務室・職員数 消防本部・職員数 諸室要件では総務課13名、予防課14名に対して、配置予定職員数では総務課12名、予防課12名との食い違いについて、正しい人員をご教示頂きたい。	資料6-a「新消防本部の諸室等機能要件一覧」②事務室の総務課13名には消防次長1名を含み、予防課14名には桑名防火協会2名を含んでいます。諸室の必要面積の前提条件としてであれば、資料6-aをご参照ください。	
138	資料6-a～d 資料10						要求水準備品一覧 機能要件にある要求水準と備品一覧が食い違う場合は、要求水準を正とする考えでよいか。	お見込みのとおりです。資料10は、あくまで市が想定している備品の種類などを示したものです。	
139	資料6-b 資料10	1	22 57～65				大山田分署・職員数 職員勤務は交代制となっているが、執務机等は備品一覧に従って整備する考え方でよいか。	交代制であることについては、お見込みのとおりです。なお、資料10は、あくまで市が想定している備品の種類などを示したものであるため、より適切な内容の提案を期待します。	
140	資料6-b	1	26				仮眠室(男性用) 各室2人用とありますが、ベッドは1台で兼用と考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。	

No.	書類名	頁	記載箇所					項目	内容	回答
141	資料6-b	1	27					女性用スペース	浴室、洗面、トイレは1ヵ所ずつと考えてよいか。	お見込みのとおりです。
142	資料6-b	3	35					救急消毒室	「庁舎外と緊急車両用車庫への出入口を設置する」とありますが、「庁舎外」とは外部と理解してよろしいですか。	お見込みのとおりです。感染症対策等のため、建物（屋外）と直接出入りができるようにする必要があります。
143	資料6-b	4	40					自家用給油設備	油庫とありますが、用途・容量・種類等をご指示下さい。	2サイクルオイル（4ℓ）：5缶、泡消火薬剤：400ℓ、ガソリン携行缶：20ℓ×2缶程度の貯蔵を想定しています。
144	資料6-d	1	52					事務室	給湯コーナーについて「市が別途備品で対応する」とありますが、熱源は電気又はガスの何れかご指示下さい。	電気です。
145	資料6-d	1	52					地区市民センター・職員数	諸室要件では地区市民センター6～7名、まちづくり拠点施設2名に対して、配置予定職員数では地区市民センター5名、まちづくり拠点施設1名との食い違いについて、正しい人員をご指示頂きたい。	資料8「本施設に配置予定の職員数」に記載の「まちづくり拠点施設員」の人数は、正規職員のみです。諸室の必要面積の前提条件としてであれば、資料6-dをご参照ください。
146	資料6-d	1	54					ロッカーの数	「1人用を想定」とあるが、ロッカーの形状・仕様を示していると考え、地区市民センターとまちづくり拠点施設の職員数に応じた数量が必要と考えてよいか。	お見込みのとおりです。
147	資料7							駐車場必要台数と配置場所の考え方	区分 一般車の部分につきまして、消防本部・大山田分署・消防団詰所・大山田地区市民センター・大山田まちづくり拠点施設等 希望台数は90台とありますが、こちらの一般車には消防等上記施設の職員の駐車台数も含まれているでしょうか。そうであれば、各施設職員の想定駐車台数をご指示ください。	一部、含まれています。職員通勤車両用の必要台数は、「資料8」からご想定ください。また、職員通勤車両用の駐車マスが不足する場合には、整備エリア内のデッドスペースへの駐車や、整備エリア外での月極駐車場の確保、公共交通機関・二輪車での通勤等によって対応する計画です。
148	資料7							公用車仕様	「大山田コミュニティプラザ」の1台、「福祉なんでも相談センター」の3台について、特定の車両情報があればご指示頂きたい。	普通乗用車、小型乗用車、軽自動車のいずれかです。
149	資料7							駐車場必要台数と配置場所の考え方	現状消防本部職員の駐車代金に関して、通勤マイカー契約は無い、との理解でよろしいでしょうか。もしあれば現状契約台数をご指示願います。	現消防本部に勤務する職員は、通勤車両を現消防本部の敷地内に駐車する場合、基本的に、市の規定に従い、「約3,860円/1台・月あたり」を市に支払っています。現消防本部には、現消防本部職員分（指揮調査課分を除く）として、27台分が通勤車両の駐車スペースとして使用しています（2021年12月時点）。
150	資料7							駐車場必要台数と配置場所の考え方	コミュニティプラザの利用者必要台数54台に対して、現在の月間平均・年間平均駐車台数等のデータをご示して下さい。	コミュニティプラザの駐車台数は、集計しておりません。資料16「大山田コミュニティプラザの利用者数」（追加）を、公表します（月別の利用者数実績を集計したもの）ので、利用者数からご想定ください。なお、資料16「大山田コミュニティプラザの利用者数」（追加）は、令和4年1月中旬に公表します。
151	資料7							どこでも可	この台数全てを配置しなくても可とありますが、許容範囲をお教えください。	許容範囲はお示ししません。
152	資料7							どこでも可	どこでも可の台数は防災広場ゾーンに整備する駐車台数もカウントしてよろしいですか。	不可とします。
153	資料10							備品(想定) 一覧	品名、品番、仕様、数量が記載されていますが、参考として考えるのかそれともすべて網羅して尚且つ案もプラスして様式12-11に記載するのかご指示お願いいたします。	あくまで参考としてお考えください。
154	資料11							無線機器移設一覧	消防本部、大山田分署の無線移設工事は、配管までということではよろしいですか。	お見込みのとおりです。
155	様式集	3	第2	様式12-14				透視図のカット数	透視図の上限枚数につきまして、書式サイズA3を3枚と記載がございましたが、複数カットの各透視図（鳥瞰図、外観アイレベル図、内観）を3枚のA3に任意にレイアウトとしてもよいという理解でよろしいでしょうか？（例えばA3用紙1枚に内観図4カットをレイアウトするなど）	お見込みのとおりです。
156	様式集	5	第3	2	(5)	ア	①	提出書類 I～VI	印刷・製本等の提案資料作成に係る事業者負担が大きいため、副本20部の部数を減らして頂けませんでしょうか。	記載のとおりとします。
157	様式集	38	第4	様式9-2				技術者配置記載方法について	技術者配置について、技術者を限定せず複数名のうち誰かを配置することも可能でしょうか、ご指示お願いいたします。	提案によるものとします。

No.	書類名	頁	記載箇所					項目	内容	回答
158	様式集	53	第4				独自の提案に係る提案書	提案書の提出について、様式 11-2等Word、Excelの書式に書き込むと考えるとよろしいか。（自由書式の提案書は不可との考え）	お見込みのとおりです。所定の様式以外は不可とします。なお、任意の事項に係る様式（例：様式11-3 民間収益施設）に関して、提案をしない場合は、「提案なし」などと記載した所定の様式を提出してください。	
159	様式集		第4	様式11-2, 3, 4, 5			独自の提案に係る提案書	提案事案が実際に実現できなくても、ペナルティはありませんか？	「基本協定書（案）」に記載のとおりです。	
160	様式集	54	第4	様式11-2			市の社会経済の貢献	市内業者・事業者の活用において参加可能な業者名及び発注予定金額及び参加表明書の記載及び添付は必要でしょうか、ご指示お願いいたします。	記載は必須ではありません。「参加表明書」等の添付は不可とします。	
161	様式集	59	第4				図面集	提案書の提出について、様式11-3等Word、Excelの書式に書き込むと考えるとよろしいか。（自由書式の提案書は不可との考え）	「様式集」で、Word又はExcelが公表されているものは、公表している書式に記載してください。また、様式が任意とされているものは、「様式集」の記載事項に従って作成してください。なお、ご質問の様式11-3は「図面集」ではありません。	
162	様式集	63	第4				図面縮尺	様式12-5～12-9の書類名（様式集63ページ表内）に図面縮尺の記載がございますが、縮尺は任意としてもよろしいですか？	63ページ表内に記載しているとおりとします。	
163	様式集	Excel	第4	様式6-2	1	②	施設整備費	提案内容に伴い、地域コミュニティ施設の運用継続のための仮設建物が必要となる場合は、②建設業務のその他関連費として計上すればよろしいでしょうか、ご教示ください。	市民センターの機能については、整備エリア外に、市が窓口サービスを継続するための仮設窓口を設置する計画であるため、仮設建物に係る費用の計上は不要です。ただし、「仕様書」に記載のとおり、地域コミュニティ施設が閉鎖される期間を短縮できるように努めてください。	
164	様式集	Excel	第4	様式6-2	1	②	施設整備費	現地域コミュニティ施設を解体する場合の解体費は、既存構築物等解体費として計上すればよろしいでしょうか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。	
165	様式集	Excel	第4	様式10-5			立体駐車場の運営業務に係る市が支払う対価等	【B-A】の値と「市が支払う対価」は必ず同額でなければいけませんか？自由に提案する事はできませんか？	記載のとおりとします。	
166	優先交渉権者選定基準書	5					独自の提案	民間収益施設について実効性のある提案がなされているかとなっておりますが、提案書には誘致する施設の企業名や根拠となる資料の提出が必要でしょうか。また企業の誘致及び営業開始まで事業者の責任があるのでしょうか。	前段については、様式11-2に企業名や根拠となる資料等に関する記載をするかは応募者の判断になります。なお、様式11-2には、資料等の添付は認められません。後段については、「基本協定書（案）」に記載のとおりです。	
167	その他 (敷地境界図面)							各エリアの敷地境界図は頂けないでしょうか。	公表している資料や、閲覧可としている資料の他に、ご提供できる資料はありません。	
168	その他							整備エリアの測量図等の配置図データはいただけますでしょうか。	公表している資料や、閲覧可としている資料の他に、ご提供できる資料・データはありません。	
169	その他							立体駐車場はコミュニティプラザに対して別敷地として申請すると考えるとよろしいですか。	回答No. 5をご参照ください。	
170	その他 (施設構成(計画概要))						大山田コミュニティプラザ西側立体駐車場	UR用83台とその他62台の車室はゲート等で明確に分離する必要がありますか。	必須ではありません。	
171	その他						UR都市機構団地居住者定期利用	過去3年分のUR都市機構団地居住者の定期契約者数をご教授ください。	回答No. 46をご参照ください。	
172	その他 (防災広場整備ゾーン)							本体着工時点から工事期間中ゲートボール場は閉鎖ということではよろしいでしょうか。	安全上必要であれば閉鎖しても差し支えありません。	